○外務省告示第三百九十九号

平成二十三年十二月五日にコトヌで、食糧援助に関する次の概要の書簡の交換がベナン共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億四千万円

3　贈与の供与期限　平成二十四年三月三十一日まで

4　署名者

日本側　番馬正弘在ベナン大使

ベナン側　ナシル・バコ・アリファリ外務・アフリカ統合・仏語圏・在外ベナン人大臣

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百号

マレーシア政府は、昭和三十四年十二月一日にワシントンで作成された「南極条約」の加入書を平成二十三年十月三十一日にアメリカ合衆国政府に寄託した。よって、同条約は、同日にマレーシアについて効力を生じた。

（平成二十三年十一月十四日付けアメリカ合衆国国務省口上書）

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○外務省告示第四百一号

平成二十三年十二月五日にダルエスサラームで、タンザニア連合共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がタンザニア連合共和国政府との間に行われた。

1　援助の目的及び内容　貧困削減に向けた努力推進に寄与するため、貧困削減に係る計画等に充当するための資金の贈与

2　贈与額　一億五千万円

3　署名者

日本側　岡田眞樹在タンザニア大使

タンザニア側　ムスタファ・ムクロ財務大臣

平成二十三年十二月十五日

外務大臣　玄葉光一郎

○国税庁告示第三十二号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年十二月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人NPO会計税務専門家ネットワーク	東京都文京区根津一丁目一九番一四―二〇一号	岩永　清滋	平成二十三年十二月十六日から平成二十八年十二月十五日まで
特定非営利活動法人環境エネルギー政策研究所	東京都中野区中央四丁目五四番一一号	飯田　哲也	平成二十三年十二月十六日から平成二十八年十二月十五日まで

○農林水産省告示第二千三百七十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第五十八条第一項の規定に基づき、中型さけ・ます流し網漁業につき、その許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定めたので、同項の規定に基づき公示する。

平成二十三年十二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　許可又は起業の認可をすべき船舶の総トン数別、操業区域別及び操業期間別の隻数

船舶の総トン数別の区分	操業区域	操業期間	隻数
次に掲げる船舶			三
一　旧トン数適用船舶船であって三〇トン以上一五三トン未満のもの	北緯四十六度七秒の線以南、北緯三十七度十一秒の線以北の日本海の海域。ただし、次に掲げる海域を除く。	日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の両国の地先の沖合における漁業の相互の関係に関する協定第一条に規定するロシア連邦の沿岸の北西太平洋の二百海里水域に接続する海域において平成二十三年七月二十日から同年七月五日まで及び同年七月十日から同年十月二十日までの間において交渉がまとまらなかったときは、同年七月十一日から同年十月二十日までの間を、当該期間とする。	
二　旧トン数適用船舶船以外の船舶であって三〇トン以上一八五トン未満のもの	一　北緯四十五度八秒の線以北、東経百四十度三十九分四十六秒の線以東の海域		
	二　北海道礼文郡礼文町カラントナイ岬突端（北緯四十五度八秒の線と同岬突端から同町神威岬突端に至る線との交点と同岬突端との間の線）、同神威岬突端から同町弁慶岬突端に至る線と同町弁慶岬突端から同町積丹岬突端に至る線との交点と同岬突端との間の線、同積丹岬突端から同町寿都郡寿都町神威岬突端に至る線と同寿都郡寿都町神威岬突端との間の線、同寿都郡寿都町神威岬突端から同郡島牧村弁慶岬突端に至る線と同郡島牧村弁慶岬突端との間の線、同島牧村弁慶岬突端から同郡島牧村茂津多岬突端に至る線と同郡島牧村茂津多岬突端との間の線、同茂津多岬突端から同郡奥尻町稲穂岬突端に至る線と同郡奥尻町稲穂岬突端との間の線、同奥尻町稲穂岬突端から北緯四十二度二十分九秒、東経百三十九度四十分七秒の点、北緯四十二度二十分九秒、東経百三十九度四十分七秒の点から北緯四十二度二十分九秒、東経百三十九度四十分七秒の点と同郡奥尻町青苗岬突端との間の線、同青苗岬突端から同町松前小島東端に至る線と同町松前小島東端から同町松前小島突端に至る線と同町松前小島突端から同町松前台中心点に至る線と同町松前台中心点から同町松前台中心点に至る線と同町松前台中心点から同町松前台中心点に至る線と同町松前台中心点		